

安城市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月25日

安城市長 三星元人

安城市条例第57号

安城市手数料条例の一部を改正する条例

安城市手数料条例（昭和39年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第4 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項に規定する既存建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料の項中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同表建築基準法施行令第137条の12第7項に規定する既存建築物の道路内における制限の適用除外に係る認定申請手数料の項中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。